

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

第2回常任委員会



日時：令和7年5月14日（水）午後1時30分

場所：むつグランドホテル 1階

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
第2回常任委員会 次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報 告

- 報告第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会委員の変更に
ついて…………… 2
- 報告第2号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催状況について 3

4. 議 事

- 議案第1号 「総務企画専門委員会」調査審議事項について…………… 5
- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項(案)…………… 6
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項(案)…………… 10
- (3) 青の煌めきあおもり国スポ国スポむつ市保険加入要項(案)…………… 20
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施要項(案) 23
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項(案)…………… 24
- (6) 青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項(案)…………… 26
- (7) 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項(案)…………… 27
- (8) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画(案) 42
- 議案第2号 「競技式典専門委員会」調査審議事項について…………… 43
- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市情報通信基本計画(案)…………… 44
- 議案第3号 「宿泊衛生専門委員会」調査審議事項について…………… 45
- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項(案)…………… 46
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル(案)…………… 51
- (3) 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所設置計画(案) 55
- (4) 青の煌めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル(案)…………… 56
- (5) 青の煌めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル(案)…………… 58
- (6) 青の煌めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル(案)…………… 61
- 議案第4号 「輸送交通専門委員会」調査審議事項について…………… 63
- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会輸送実施計画(案) 64
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市警備・消防防災実施要項(案)…………… 68
- (3) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会警備消防計画(案) 70
- 議案第5号 第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画(年次計画)の一部変更(案) 73

5. 閉 会

《参考資料》

- 資料① 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則…………… 79
- 資料② 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会総会から常任委員会への委任事項 84
- 資料③ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程…………… 85

きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏 名
1	市関係	むつ市	市長	山 本 知 也

副委員長 5名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏 名
1	市議会関係	むつ市議会	議長	富 岡 幸 夫
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人むつ市体育協会	会長	柴 田 文 彦
3	産業・経済・観光関係	むつ商工会議所	会頭	内 田 大 輔
4	市関係	むつ市	副市長	吉 田 真
5	市関係	むつ市教育委員会	教育長	阿 部 謙 一

常任委員 21名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏 名
1	競技団体	青森県ローイング協会	会長	柴 田 文 彦
2	競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	石 黒 一 之
3	競技団体	青森県セーリング連盟	会長	菊 池 浩太郎
4	競技団体	一般社団法人青森県フェンシング協会	会長	駒 井 昭 雄
5	競技団体	青森県フライングディスク協会	会長	白 川 直 人
6	産業・経済・観光関係	公益社団法人むつ市観光協会	会長	木 村 努
7	宿泊・飲食関係	むつ市旅館組合	組合長	鷹 架 則 子
8	宿泊・飲食関係	むつ市民宿組合	組合長	福 岡 榮 子
9	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	所長	角 谷 公 博
10	輸送・交通関係	下北交通株式会社	専務取締役	杉 山 毅
11	輸送・交通関係	JRバス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	有 明 正 樹
12	輸送・交通関係	有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋 藤 憲 一
13	輸送・交通関係	有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝 本 守 雄
14	輸送・交通関係	下北地域広域行政事務組合消防本部	消防長	松 橋 照 和
15	輸送・交通関係	むつ市タクシー協会	会長	杉 山 雄 吾
16	医療・福祉関係	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	理事長	遠 藤 雪 夫
17	国・県関係	むつ警察署	署長	熊 谷 春 樹
18	国・県関係	青森県下北地域連携事務所	所長	坪 健 一
19	市関係	むつ市総務部	部長	松 谷 勇
20	市関係	むつ市市民生活部	部長	石 橋 秀 治
21	市関係	むつ市健康福祉部	部長	斉 藤 洋 一

委員長 1名、副委員長 5名、常任委員 21名、合計 27名

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会委員の変更について

令和6年5月21日から令和7年5月14日までの間における常任委員会委員の変更については、以下のとおりである。

(順不同・敬称略)

常任委員

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者
一般財団法人青森県バスケットボール協会会長	石 黒 一 之	田 中 雅 之
下北地域広域行政事務組合消防本部消防長	松 橋 照 和	畑 中 輝 幸
むつ警察署署長	熊 谷 春 樹	佐 藤 弘 康
青森県下北地域連携事務所所長	坪 健 一	小 坂 秀 滋
むつ市総務部部長	松 谷 勇	吉 田 由佳子

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会開催状況

Ⅰ 第2回宿泊衛生専門委員会

- (1) 日 時 令和7年2月12日（水）午前10時30分から
- (2) 場 所 むつ市役所 第2会議室
- (3) 審議事項
 - ① 青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項（案）
 - ② 青の煌めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル（案）
 - ③ 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所設置計画（案）
 - ④ 青の煌めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル（案）
 - ⑤ 青の煌めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル（案）
 - ⑥ 青の煌めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル（案）

Ⅱ 第2回総務企画専門委員会

- (1) 日 時 令和7年2月12日（水）午後1時30分から
- (2) 場 所 むつ市役所 第2会議室
- (3) 審議事項
 - ① 青の煌めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項（案）
 - ② 青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項（案）
 - ③ 青の煌めきあおもり国スポ国スポむつ市保険加入要項（案）
 - ④ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施要（案）
 - ⑤ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項（案）
 - ⑥ 青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項（案）
 - ⑦ 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項（案）
 - ⑧ 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画（案）

Ⅲ 第2回輸送交通専門委員会

- (1) 日 時 令和7年2月14日（金）午前10時30分から
- (2) 場 所 むつ市役所 第2会議室
- (3) 審議事項
 - ① 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会輸送実施計画（案）
 - ② 青の煌めきあおもり国スポむつ市警備・消防防災実施要項（案）
 - ③ 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会警備消防計画（案）

Ⅳ 第1回競技式典専門委員会

- (1) 日 時 令和7年2月14日（金）午後1時30分から
- (2) 場 所 むつ市役所 第2会議室
- (3) 調査審議
 - ① 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市情報通信基本計画（案）

青の煌めきあもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員名簿（R7.2.14現在）

（順不同・敬称略）

No.	専門委員会	所属機関・団体名	役職名	氏 名	委員区分
1	総務企画	むつ市商工会議所	専務理事	佐 藤 節 雄	委員長
2		むつ市総務部市長公室	室長	立 花 幸 一	副委員長
3		(公社)むつ市観光協会	専務理事	三 浦 博	
4		(公社)下北物産協会	専務理事	坂 本 大 助	
5		(一社)しもきたTABIあしすと	事務局長	坂 井 隆	
6		むつ市校長会	会長	成 田 浩 之	
7		むつ市校長会	副会長	山 本 明 美	
8		青森県立田名部高等学校	校長	千 葉 栄 美	
9		(一社)青森県保育連合会むつ支部	支部長	真 手 めぐみ	
10		(社福)むつ市社会福祉協議会	事務局長	瀬 川 英 之	
11		むつ市政策推進部企画課	課長	井戸向 秀 明	
12		むつ市産業政策部観光・シティプロモーション課	課長	角 本 昌 史	
13	競技式典	NPO法人むつ市スポーツ協会	専務理事	猪 口 和 則	委員長
14		むつ市市民生活部市民スポーツ課	課長	加 藤 昭 広	副委員長
15		下北地方中学校体育連盟	会長	小 原 卓	
16		青森県高等学校体育連盟	理事	坪 俊 彦	
17		青森県ローイング協会	理事長	吉 田 理 子	
18		(一財)青森県バスケットボール協会	専務理事	荒 谷 修 平	
19		青森県セーリング連盟	理事長	高 谷 智	
20		(一社)青森県フェンシング協会	専務理事	鳴 海 貢	
21		青森県フライングディスク協会	会長	白 川 直 人	
22		むつ市ローイング協会	理事長	佐々木 孝	
23		むつ市バスケットボール協会	理事長	工 藤 彰 宏	
24		むつヨットクラブ	副会長	柳 谷 昌 人	
25		むつ市フェンシング競技協会	副会長	真 手 春 彦	
26	宿泊衛生	(一社)しもきたTABIあしすと	事務局長	坂 井 隆	委員長
27		むつ市健康福祉部健康づくり推進課	課長	辻 郁 子	副委員長
28		むつ市旅館組合	組合長	鷹 架 則 子	
29		むつ市民宿組合	組合長	福 岡 榮 子	
30		むつ市料理飲食店組合	理事長	工 藤 卓 三	
31		下北地域県民局地域健康福祉部保健総室生活衛生課	課長	大 見 丈 治	
32		(一社)むつ下北医師会	会長	三 上 史 雄	
33		むつ下北歯科医師会	会長	高 瀬 厚太郎	
34		むつ下北薬剤師会	会長	石 山 毅 憲	
35		(公社)青森県看護協会下北支部	支部長	白 濱 里 美	
36		むつ市市民生活部環境政策課	課長	福 田 伸 之	
37		むつ市産業政策部観光・シティプロモーション課	課長	角 本 昌 史	
38	輸送交通	下北地域広域行政事務組合消防本部	次長	松 橋 照 和	委員長
39		むつ市政策推進部交通政策課	課長	黒 澤 幸太郎	副委員長
40		東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	副所長	神 真理子	
41		下北交通株式会社	専務取締役	杉 山 毅	
42		J R バス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	有 明 正 樹	
43		有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋 藤 憲 一	
44		有限会社協野沢交通	代表取締役	滝 本 守 雄	
45		むつ警察署警備課	課長	成 田 孝 治	
46		むつ警察署交通課	課長	河門前 晃 博	
47		下北地域広域行政事務組合むつ消防署	署長	齊 藤 正 仁	
48		下北地域広域行政事務組合大湊消防署	署長	瀬 川 慶 治	
49		下北地域県民局地域整備部企画整備課	課長	本 間 康 弘	
50		むつ市市民生活部環境政策課	課長	福 田 伸 之	
51		むつ市総務部防災安全課	課長	澁 田 剛	

議案第1号 「総務企画専門委員会」調査審議事項について

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項（案）
- (3) 青の煌めきあおもり国スポむつ市保険加入要項（案）
- (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施要項(案)
- (5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項（案）
- (6) 青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項（案）
- (7) 青の煌めきあおもり国スポ売店設置運営要項（案）
- (8) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画(案)

青の煌^{きら}めきあおもり国スポむつ市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、むつ市で開催する競技会の円滑な運営を図るため、従事する役員及び係員等の識別用品について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素及び効率化を考慮し、次のとおりとする。ただし、ADカード以外の識別用品については、実行委員会が必要に応じて配布の可否を選択できるものとする。

- (1) ADカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品（帽子及びビブス、ベスト又はジャンパーをいう。）
- (3) その他大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技補助員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督
- (8) 視察員、報道関係者
- (9) その他実行委員会が必要と認める者

4 着用

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技団体と実行委員会との協議により、着用不可、着脱自由、着用義務等を定めることができる。この場合、競技団体及び実行委員会は、変更した事項を配布対象者に速やかに周知するものとする。

5 デザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、配布対象者を容易に識別できるものを基本とする。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備については、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物及び拾得物の届け出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物は、総務係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 総務係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに警察署へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物・拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 総務係は、拾得物の届け出を受けた場合、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要な事項等を記入のうえ、拾得者に対し拾得物受理書（控）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管する。
- (2) 総務係は、遺失物の届け出を受けた場合、届け出た者に遺失物届出書（様式第 5 号）を提出させ、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合する。このとき、該当する物件がなかった場合は、必要に応じて遺失物届出書の写しを提供するとともに、所轄の警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 総務係は、遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 総務係は、遺失者の代理人（以下「代理人」という。）に遺失物を返還する場合、遺失物届出書の写し及び委任状（様式第 8 号）を提出させるものとし、運転免許証等で代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。なお、委任状は、次の事項を全て記載していれば、任意の様式であっても手続きを可能とする。
 - ・ 遺失物の受取りを委任した旨の文面
 - ・ 受任者の住所、氏名、委任者（遺失者）との関係
 - ・ 委任者（遺失者）が委任状を記入した年月日
 - ・ 委任者（遺失者）の住所
 - ・ 委任者（遺失者）の署名
- (3) 総務係は、拾得者が報労金の請求権利を取得した場合、当該権利の期限は遺失者に物件が返還された日から 1 か月以内であることから、直ちに実行委

員会に報告する。

- (4) 前号の報告を受けた実行委員会は、ただちに拾得者に返還の旨を連絡し、速やかに拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。
- (5) 受付案内係は、第3号の報告後、拾得物一覧簿及び遺失物一覧簿に返還した物件の記録をし、拾得物個票については個人情報に配慮し適切に廃棄する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に拾得物届出書（様式第10号）及び拾得物届出書（控）（様式第11号）を添えて所轄の警察署に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会は、拾得物を所轄の警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合、所轄の警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄の警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについては、大会規模等を勘案し、必要に応じてこの要項を準用する。

拾 得 物 受 理 書

拾得物受理番号		第 号											
拾得物受理書受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ※ 拾得から届出までに24時間が経過していた場合は、報労金の請求権、遺失者不在による所有権等が主張できず、「失権」となります。											
拾得者の拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
拾 得 者	住 所												
	フリガナ												
	氏 名												
	電 話	自宅 ()						日中連絡先 ()					
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳										
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		2,000 円		500 円		50 円		5 円		
		5,000 円		1,000 円		100 円		10 円		1 円			
	物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等									点 数	
											点		
拾得者の権利取得				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失権 ☐ 棄権									
※拾得者の同意 同意しない場合、遺失者へ報労金を請求できません。				遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無									
※権利放棄の申告		権 利 放 棄 書 上記の物件に対し、次のいずれかの内容で権利を放棄します。 ☐ 遺失者が現れた場合の報労金の請求権の放棄（権利の期限：物件返還から1か月以内） ☐ 警察署引継ぎ後の3か月に遺失者が現れなかった場合の所有権の放棄（権利の期限：当該3か月の経過した日から2か月以内） ☐ 一切の権利を放棄 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会 会 長 様 拾得者氏名 _____(自署)_____											
備 考				上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 会 長 取扱者氏名 _____(自署) 取扱者名（本書を作成した係員）のないものは無効なので、必ず記載のこと。									

※部分は、拾得された方に記入してもらってください。

(様式第2号)

競技名(種別) _____

受理会場 _____

拾 得 物 受 理 書(控)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察から
あなた宛てに拾得物の通知をすることがあります。

拾得物受理番号		第 号											
拾得物受理書受理日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ※ 拾得から届出までに24時間が経過していた場合は、報労金の請求権、遺失者不在による所有権等が主張できず、「失権」となります。											
拾得者の拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃											
拾 得 場 所													
拾 得 者	住 所												
	フリガナ												
	氏 名												
	電 話	自宅 ()						日中連絡先 ()					
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳										
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		2,000 円		500 円		50 円		5 円		
		5,000 円		1,000 円		100 円		10 円		1 円			
物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等									点 数		
											点		
拾得者の権利取得				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失権 ☐ 棄権									
※拾得者の同意 同意しない場合、遺失者へ報労金を請求できません。				遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無									
※ 権利放棄 の申告		権 利 放 棄 書 上記の物件に対し、次のいずれかの内容で権利を放棄します。 ☐ 遺失者が現れた場合の報労金の請求権（権利の期限：物件返還から1か月以内）の放棄 ☐ 警察署提出後の3か月に遺失者が現れなかった場合の所有権（権利の期限：当該3か月の経過した日から2か月以内）の放棄 ☐ 一切の権利を放棄 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____(自署)_____											
注1 この受理書(控)は、拾得物確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。 2 上記の権利放棄をしない場合、以下の3または4に該当します。 3 遺失者が判明した場合、拾得者は、拾得物の評価額の5から20パーセントまでの額の2分の1の報労金を請求することができます。 4 遺失者がわからないときは、拾得物届出書を本日から7日以内に警察署へ提出します。 5 警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたがこの物件の所有権を取得できます。 警察署提出後の問合せ先：むつ警察署 会計課 落し物担当 電話 0175-22-1321						上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ むつ市実行委員会 会 長 取扱者氏名 _____(自署) (取扱者名(本書を作成した係員)の記入必須)							

拾 得 物 一 覧 簿

拾得物 受理 番号	拾得物受理書 受理月日	拾得者の 拾得日時	物件 (種類及び数量)			拾得場所	受処理者		備 考
			現 金	物 品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還処理者		
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	
	年 月 日	月 日 時 分頃						(遺失物届出番号:) 1. 月 日 返還 2. 実行委員会回収	

(様式第 4 号)

拾 得 物 個 票			
係員の受理年月日	令和	年	月 日
拾得物受理番号	第	号	
拾得日時			
拾得場所			
備 考			

競技名（種別）_____

受理会場_____

遺失物届出書

※ 本届出書は、会場内で競技会開設時間内に届けられた拾得物と照合するためのものです。

※ 遺失物が開設中に届けられない場合等もあるので、別途、ご本人で警察署への届出をお願いします。

遺失物届出番号		第 号											
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分											
遺失場所													
遺失者	住所												
	フリガナ												
	氏名												
	電話	連絡先 ()											
物件	現金	総額	金額内訳										
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		2,000 円		500 円		50 円		5 円		
			5,000 円		1,000 円		100 円		10 円		1 円		
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等									点数	
												点	
	備考	遺失物法第 11 条第 2 項に準じ、拾得者が遺失者に対し、氏名・住所・電話番号を告知することに同意している場合、同条第 3 項に準じ、あなた（遺失者）の氏名・住所・電話番号を拾得者に告知します。				拾得物一覧簿に該当した場合の連絡							
連絡日時						連絡結果							
年 月 日													
時 分頃													
上記のとおり、届出ます。													
青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 会長 様 令和 年 月 日 署名 (自署)													

遺失物一覧簿

遺失物 届出 番号	遺失物届出書 受理月日	遺失日時	遺失物			遺失場所	受処理者		備考
			現金	物品	形状・特徴・ 在中品の内訳等		返還処理者		
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還
	年 月 日	月 日 時 分頃							(拾得物受理番号:) 月 日 返還

遺失物受領書

受理各番号		拾得物受理番号：第 _____ 号／遺失物届出番号：第 _____ 号											
拾 得 日 時		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃											
拾 得 場 所													
拾得者の情報開示		拾得物受理書に拾得者の同意があり、遺失者から求めがある場合、「要」をチェックし、以下「拾得者」欄を記載										要 ☐ 不要 ☐	
拾 得 者	住 所												
	電話番号												
	フリガナ											返還時の報労金請求権	
	氏 名											有 ☐ 放棄 ☐	
拾 得 物 件	現 金	総額	金額内訳										
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		2,000 円		500 円		50 円		5 円		
			5,000 円		1,000 円		100 円		10 円		1 円		
	物 品												
上記の物件を受領しました。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会 会長 _____ 様 住 所 _____ 遺失者またはその代理人 氏 名 _____ (印) (自署) 電 話 _____ () _____													
返 還 担 当 者													
返還時本人確認方法		☐ 運転免許証等による確認 (☐ 本人 ☐ 代理人) ☐ 委任状と遺失物届出書の情報突合											
上欄の「返還時の報労金請求権」が「有」にチェックされている場合、以下を御確認ください。 注1. 遺失物法により、拾得物を遺失者に返還した場合、拾得者は、拾得物の評価額の5から20パーセントまでの額の2分の1の報労金を遺失者に請求することができます。なお、この請求に基づく支払いは同法により拒否できません。 注2. 当実行員会では、同法に基づき拾得物が返還された旨を拾得者へ通知します。通知内容には遺失者の氏名・住所・電話番号も含まれます。 注3. 拾得者が報労金を請求できる期限は1か月となりますが、今後の連絡、報労金の額、払い受けの方法等については、当実行員会を除いた当事者間で判断し、協議することとなります。													

(様式第8号)

委任状

遺失物の受取を下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏名 _____ 委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____ ㊞ (自署)

拾得物返還通知書

令和 年 月 日

(拾得者)

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長

令和 年 月 日に、拾得の届出をした物件（ ）は、令和 年 月 日に下記の方に返還いたしましたので、お知らせします。

なお、遺失物法の定めるところにより、遺失者である下記の方に、物件の評価額の5パーセントから20パーセントまで額の2分の1の報労金の支払いを請求できます。

下記の方には、拾得者は物件の返還日から1か月以内の期限で報労金を請求する権利があること、遺失者は報労金を請求された場合は支払義務があることを伝えてありますが、請求に関する連絡、報労金の額、払い受けの方法等については、当実行員会を除いた当事者間で判断し、協議することとなります。

記

返還を受けた方（遺失者）

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____ () _____

青森県むつ警察署長 様

令和 年 月 日

住 所 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
事業所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
代表者名 会長

拾 得 物 届 出 書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別(種目)					
競技会場					
番号	物件 (種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴) 【在中品】	拾得日時	拾得場所	拾得者住所、 氏名及び電話番号	拾得者の 権利取得
1					☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
2					☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
3					☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
4					☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
5					☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権

所轄警察署受取確認印

住 所 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
事業所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポがむつ市実行委員会
代表者名 会長

拾 得 物 届 出 書 (控)

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポがむつ市実行委員会は一切の権利を放棄します。

競技別 (種目)				
競技会場				
番号	物件 (種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴) 【在中品】	拾得日時	拾得場所	拾得者住所、氏名及び電話番号 拾得者の 権利取得 ☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
1				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
2				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
3				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
4				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権
5				☐ 所有権 ☐ 報労金 ☐ 失 権 ☐ 棄 権

青の煌めきあおもり国スポむつ市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、むつ市で開催する国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「両大会」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）に国スポ関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について必要な事項を定める。

2 契約

保険は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人むつ市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類に応じて次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

実行委員会が所有し、又は管理運営する競技会場、練習会場、案内所、看板、仮設物等の施設や設備で、過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為、看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

開催期間中等に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

競技役員、競技補助員、競技会補助員、競技会係員（医師及び看護師等含む）の国スポ従事者が、両大会の開催期間中等に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

4 補償内容

前項各号に掲げる保険の対象となる事故に対する、対人又は対物の区分に応じた補償内容については別に定める。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故
 - ア 故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
 - ア 保険対象者の故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
 - エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
 - オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 開催期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（別紙）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、保険加入に係る契約書、仕様書、契約に係る約款、保険に係る約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 前号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別紙（第6項関係）

事故報告書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

様

報告者

事故発生日時		令和 年 月 日 () 時 分頃	
事故発生場所			
事故発生状況 (できるだけ詳しく)			
負傷者	住 所		
	氏 名		
	年 齢 才 男 ・ 女		
	T E L () —		
医療機関	住 所		
	名 称		
	T E L () —		
	担当医師		
	その他		
傷害内容	傷 病 名		
	症状・程度		

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「国スポ等」という。）において、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるための歓迎装飾の実施及び大会参加者等の思い出と再来意欲に結びつけられるおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 歓迎装飾の実施

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、市民及び関係団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

- (1) 実施場所 競技会場及び主要交通拠点並びにその周辺、その他必要な場所等で実施する。
- (2) 実施内容 歓迎看板、横断幕、のぼり、プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美又は過大な装飾は避けるとともに、市民、関係機関、関係団体等との協力及び市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。
- (3) 実施期間 歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議の上、その都度定める。

3 装飾の撤去

装飾の撤去は、国スポ等終了後、速やかに行うものとする。ただし、実行委員会が必要と認めるものを除く。

4 おもてなしの実施

- (1) 競技会場において、大会参加者等に本市の魅力を発信するコーナーを設置する。
- (2) 接遇意識を高めるため、競技会係員、ボランティア等に対し、必要な研修等を行う。
- (3) 大会参加者等が心地良く過ごせるようにするため、実行委員会、競技会係員、競技会補助員、ボランティア等は、自身及び他の大会関係者が朗らかに、かつ、確実に業務を遂行できる環境作り、意識作りに努める。
- (4) 歓迎装飾において、心温まるもの、思い出に残るもの、再来意欲を高めるものを意識した内容を検討する。

5 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾・おもてなしについては、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・おもてなしの実施に関して必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市案内所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行うための案内所の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関と協議の上、主要駅等の交通機関又はその周辺で案内に適した施設に設置する。また、会場内案内所は、各競技会場に原則として1か所とする。

4 開設期間

- (1) 総合案内所 関係機関と協議の上、期間を定める。
- (2) 会場内案内所 各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

- (1) 総合案内所
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、実情に応じて開設時間を変更することができる。
- (2) 会場内案内所
競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

- (1) 総合案内所
 - ① 総合案内所の管理運営に関すること。
 - ② 配布物の管理に関すること。
 - ③ 交通アクセスの案内に関すること。
 - ④ 競技日程の案内に関すること。
 - ⑤ 観光案内に関すること。
 - ⑥ その他各種案内に関すること。
- (2) 会場内案内所
 - ① 会場内案内所の管理運営に関すること。
 - ② 競技及び会場の案内に関すること。
 - ③ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。
 - ④ 一般観覧者への対応に関すること。
 - ⑤ その他各種案内に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所についても、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じて運用する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市休憩所等設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市観光・おもてなし基本計画に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、憩いと交流の場を提供するための休憩所（以下「休憩所等」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

2 設置場所

休憩所等は、各競技会場に設置する。

3 開設期間及び開設時間

- (1) 開設期間は、各競技会の開催期間中とする。
- (2) 開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会は、実情に応じてこれを変更することができる。

4 業務内容等

- (1) 大会参加者等に対するドリンクコーナーの開設準備及び運営に関すること。
- (2) 大会参加者等へのおもてなしの提供に関すること。
- (3) その他休憩所の運営に関すること。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等についても、この要項に準じて設置し、大会規模、競技の特殊性に応じて運用する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分後までとする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び位置は実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 1 ブース約 20 m²とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポのマスコットキャラクター「アップリート君」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

むつ市、下北郡又は青森県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、下北郡又は青森県の農林畜水産物、それらの加工物、菓子等の土産品については、この中に含む。

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において、製造・加工されたもので、かつ容器包装等により、衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

7 出店者条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 原則としてむつ市内に店舗を有し、申請時に１年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについてはこの限りでない。
 - ア 第74回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会及び競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が認めた者
 - ウ その他実行委員会が認めた者
- (2) 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (3) 法令等により許認可又は登録を必要とする営業については、当該許認可又は登録を受けていること。
- (4) 申請書提出日時点で、事業者、営業店舗等が法令等に違反して過去１年間に営業停止等の処分を受けていないこと。
- (5) 申請書提出日時点において、市税等の滞納がないこと。
- (6) 出店者の役員等（個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員またはその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8 飲食物出店者の条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けるものとする。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出するものとし、次の条件についても満たすものであることとする。

- (1) 過去3年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装等などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は、衛生的な設備で行い、冷蔵設備があり、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- (3) 手指消毒液の設置をすること。
- (4) 提供後、早期に飲食し終えるよう促す旨の表示をすること。
- (5) 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られた物を使用し、かつ、常時清潔を保持すること。
- (6) 廃棄物容器及び汚水容器の内容物は、適切な方法により処理すること。

9 運営設備等

- (1) 売店出店に伴う1ブースあたりの実行委員会が準備する設備等は次のとおりとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。
 - ア 2間×3間のテント1張
 - イ 長机 6台以内
 - ウ 椅子 4脚以内
- (2) 実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

10 出店募集

出店者の募集に関する事項は、各競技団体と調整の上、実行委員会が決定する。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

12 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、提出された書類について、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。
- (2) 出店申請者数が、当該会場の売店設置予定数を超えたときは、売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合、社会福祉施設又は社会福祉法人等を優先し、これによりがたいときは抽選により選定する。
- (3) 出店者選定の際、実行委員会は提出された関係書類をもって、関係官庁に調査及び照会するものとする。
- (4) 実行委員会は、前3号に基づいて出店者の選定を行い、出店者を決定する。
- (5) 実行委員会は、出店を申請した者に対し、売店出店申請結果通知書（様式第5号）を交付する。
- (6) 実行委員会は、前号の通知書で出店許可とした者の出店料の納入確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去等に要する経費の一部として、出展場所の管理者の規程等を基に実行委員会が定める出店料を負担する。実行委員会が特に認めた者はこの限りでない。
- (3) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に

出店料を振り込むこととする。（振込手数料は、出店者の負担とする。）

- (4) 既に納付された出店料は、返金しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

14 出店料の免除

次に該当する者は、出店料を免除することができる。ただし、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出しなければならない。また、実行委員会は当該申請に対し、売店出店料免除申請結果通知書（様式第8号）を発行するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が認めた者

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、出店する売店の従業員の中から売店責任者を定め、売店の設置期間中、常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (2) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い売店の管理運営にあたらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売すること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りでない。
- (6) 土産品の紹介等としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 無断で会場、施設等の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは、この限りでない。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為を行うこと。

18 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは毎日各自で会場から搬出及び処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する入場・駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、好感を与えるよう親切かつ丁寧な対応を心がけること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス、水については、各自で用意すること。
- (10) 実行委員会が認めた火気を使用する売店は、消火器を設置し防災対策を講ずること。
- (11) 飲食物の販売にあたっては、ブースの前にゴミ箱を設置し、容器、空き瓶、空き缶、食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (12) 弁当類等の傷みやすい飲食物を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (13) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (15) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。
- (16) 販売員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。
- (17) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可取消通知書（様式第9号）により売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料を請求することはできない。

- (1) 本要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指導があったとき。

- (4) 前3号で掲げるもののほか、売店の運営管理において不相当であると実行委員会が認めたとき。
- (5) 前2項に規定する禁止事項及び遵守事項に違反したとき。

20 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して実行委員会は一切の責任を追わないものとする。

21 事故等発生時の対応

売店において、次のいずれかの事象が発生したとき、売店責任者は当該各号に定める対応を行うものとする。

- (1) 事件・事故等が発生したとき 直ちに初期対応にあたるとともに、売店監督員に報告し、その指示に従う
- (2) 不審者もしくは不審物を発見したとき 売店監督員に報告し、その指示に従う

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補填を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

令和 年 月 日

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職氏名

電話番号

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、むつ市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市売店設置運営要項第ⅠⅠ項の規定に基づき申請します。

記

Ⅰ 出店希望競技

Ⅱ 出店希望会場

Ⅲ 出店希望形態

テント・ケータリングカー・その他（ ）

Ⅳ 添付書類

（Ⅰ）売店出店概要書（様式第Ⅱ号）

（Ⅱ）売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第Ⅲ号）

（Ⅲ）誓約書兼承諾書（様式第Ⅳ号）

（Ⅳ）売店従事者の本人確認書類

（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

（Ⅴ）むつ市税の完納証明書（写し可）

（Ⅵ）法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

※ 複数会場で出店希望する場合、（Ⅰ）及び（Ⅱ）を会場ごとに提出すること。

※ 複数会場で出店希望する場合で、会場ごとに従事者が異なるときは、（Ⅳ）も会場ごとに提出すること。

売店出店概要書

※ 会場ごとに記入してください。

ふりがな				
商号又は名称				
ふりがな				
代表者職氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地				
連絡先	【電話】		【FAX】	
出店担当者	【氏名】		【電話】	
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲む。)	スポーツ用品 あおもり国スポ記念グッズ 郷土物産品 飲食物 宅配便 その他 ()			
国体等の出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数	人
営業に関して取得 した許可の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間の 法令違反等処分歴	有 ・ 無		過去3年間の 食中毒発生処分歴	有 ・ 無
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	

※ 欄が足りない場合、適宜別紙を設けて記入し、添付してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

※ 会場ごとに記入してください。

商号又は名称	
出店希望競技・会場	

1 従事者名簿

※ 氏名には、ふりがなを記入し、欄が足りない場合、適宜別紙を設けて、添付してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持ち込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格(寸法, 重量(容量), 動力源, 個数等)	持込目的

※ 電気・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号（第11項関係）

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会

会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職氏名

誓約書兼承諾書

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、むつ市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。また、販売員等として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

む国ス委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

売店出店申請結果通知書

令和 年 月 日付けて申請のありました、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する大会競技会場内の売店出店について、以下のとおり通知します。

許可 ・ 不許可
（不許可の理由： ）

●許可の内容

- ・ 出店会場 競技名： 会場名：
- ・ 出店形態 テント ・ ケータリングカー ・ その他 （ ）
- ・ 駐車許可台数
- ・ 出店ブース数

●出店手続き

1. 許可である場合、実行委員会が指定する振込口座へ納入期限日までに出店料を納入してください。

・ 出店料 円

・ 指定振込口座

・ 納入期限日 令和 年 月 日

2. 青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第8項に基づき、許可証を必要とする出店者については、令和 年 月 日にまでに営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会へ提出してください。

※ 本書面は、申請結果の通知です。現地で出店許可を証明するための「売店出店許可証」は、上記の1及び2の完了を実行委員会が確認した後、発行します。

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
ファクス：

様式第6号（第12項関係）

む国ス委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

印

売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、次のとおり許可したことを証明します。

出店許可番号		商号又は名称	
住所（所在地）			
代表者氏名			
販売許可品目			
出店許可会場	競技： / 会場：		
出店許可期間	令和 年 月 日 から 月 日まで		
駐車許可台数	台		
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、実行委員会の定める要項その他の規程及び関係法令を遵守すること。		

【連絡先】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
ファクス：

令和 年 月 日

（あて先）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長 様

住 所：

商号又は名称：

代表者職氏名：

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第13項第3号の規定に基づき、免除の申請をします。

記

1 出店会場 _____

2 免除申請額 _____ 円

3 申請理由 （該当する理由の左欄に○印を記入）

☐	国又は地方公共団体
☐	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
☐	その他（ ）

（連絡担当者）

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

ファクス _____

E-mail _____

む国ス委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長

印

売店出店料免除申請結果通知書

令和 年 月 日付けて申請のあった青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店料の免除申請について、下記のとおり通知します。

免除する ・ 免除しない
(免除しない理由：)

- 1 出店競技・会場 _____
2 免除額 _____ 円
3 免除とする理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国又は地方公共団体
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 2 4 年法律第 5 0 号) に規定する障害者就労施設等
	その他 ()

【問い合わせ先】青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
ファクス：

む国ス委第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
むつ市実行委員会 会長



売店出店許可取消通知書

令和 年 月 日付け、む国ス委第 号で出店を許可した青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店について、青の煌めきあおもり国スポむつ市売店設置運営要項第19項により、売店出店の許可を取り消しする。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
取消理由	

【問い合わせ先】 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
担 当：
電話番号：
ファクス：

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会ボランティア業務計画（案）

1 目的

この計画は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市市民運動基本計画に基づき、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の運営に携わる競技会運営ボランティア（以下「ボランティア」という。）の業務を定める。

2 活動予定

大会規模等を踏まえた上で、募集し、配置する可能性のあるリハーサル大会は、次のとおりとする。

競技名	大会名	競技会場	期間
ローイング	令和7年度東北ローイング選手権大会 兼 第51回東北高等学校ローイング選手権大会	むつ市大湊特設 ローイング場	公式練習 令和7年6月19日及び 令和7年6月20日 競技会期 令和7年6月21日及び 令和7年6月22日
セーリング	高松宮妃記念杯第71回全日本 実業団ヨット選手権大会 第25回全日本セーリング スピリッツ級選手権大会 2025年全日本セーリング 選手権大会	大平マリーナ	公式練習 令和7年9月12日 競技会期 令和7年9月13日から 令和7年9月15日まで
フェンシング	第78回全日本フェンシング 選手権大会 団体戦	むつマエダ アリーナ	競技会期 令和7年11月21日から 令和7年11月23日まで

3 活動内容

ボランティアの活動内容は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市ボランティア募集要項に基づき、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配布
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休 憩 所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
そ の 他	その他競技会運営に関する活動

議案第2号 「競技式典専門委員会」調査審議事項について

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市情報通信基本計画（案）

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市情報通信基本計画（案）

1 目的

「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」における情報通信を円滑に行うため、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市開催推進総合計画」等に基づき、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関、団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、情報通信体制の整備を図る。

2 内容

(1) 通信設備等の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種通信設備等を整備する。

(2) 通信体制の整備

ア 競技会運営における通信体制

競技会の運営に関する情報を円滑かつ効率的に送受信するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

(3) 大会参加者等への情報提供

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な関連情報及び競技結果の提供に努める。

3 通信に係る環境及び体制の構築に係る諸配慮

(1) 安心及び安全の確保

大会参加者等の安心及び安全を確保するため、感染症や災害に備えて競技団体等との役割分担や連絡体制づくりに取り組む。

(2) 開催経費の縮減

開催経費を削減するため、これまでに準備してきた情報通信機器の設置計画やリハーサル大会等を通じて得られたノウハウを活用して、さらなる簡素化及び効率化を進める。

(3) デジタル化・SDGsの推進

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会の運営や競技記録業務における情報について、デジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。また、SDGsの推進のため、記録用紙等の印刷物について環境への配慮を検討する。

4 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信業務についても、必要に応じてこの計画を準用する。

議案第3号 「宿泊衛生専門委員会」調査審議事項について

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル（案）
- (3) 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所設置計画(案)
- (4) 青の煌めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル（案）
- (5) 青の煌めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル（案）
- (6) 青の煌めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル（案）

青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項」に基づき、むつ市で開催する青の煌めきあおもり国スポ（以下「本大会」という。）及び国スポ競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関、関係団体等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 調達対象及び調達期間

- (1) 本大会における弁当の調達は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) リハーサル大会における弁当の調達は、役員等を対象とする。
- (3) 弁当調達期間は、競技開催期間（公式練習日、開催準備期間等を含む。）とする。

4 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、市実行委員会が別に定める基準及び次に掲げる事項を満たす施設を選定する。
 - ア 弁当調製能力（1日当たりの弁当調製数及び配送可能範囲）が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
 - イ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
 - ウ 競技会の運営に合わせた受注ができること。
- (2) 本大会の弁当調製施設については、青森県健康医療福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項についても満たす施設を選定する。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP（原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物、化学物質、異物混入などの潜在的な危害因子を分析・特定した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する管理手法）に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
 - イ 競技会の運営に合わせた搬入ができること。
- (3) 市実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書（様式第1号）をもって当該施設にその旨を通知する。
- (4) 市実行委員会は、本大会における弁当調製施設を選定した際は、県実行委員会へ、その定める様式により報告する。

- (5) 市実行委員会は、前号の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、県実行委員会の定める様式により速やかに県実行委員会へ報告する。

5 弁当調製施設の取消

- (1) 市実行委員会は、選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
- ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当調整を第三者に委託したとき。
 - エ その他市実行委員会が不適当と認めたとき。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により選定した弁当調製施設の選定を取り消すときは、当該施設へ青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書（様式第2号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、本大会における弁当調整施設の選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- (1) 幹旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（市実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、次のとおりとする。
- ア 幹旋弁当の対象者は、選手・監督、視察員及び報道員等とする。
 - イ 支給弁当の対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員等とする。
- (2) 幹旋弁当及び支給弁当の料金は、飲料を含めて1, 100円以内（税込）とする。

7 弁当の献立

市実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定に当たり、市実行委員会が別に定める献立の作成方針に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりに配慮する。なお、本大会においては、青森県産及びむつ市産の食材の活用等にも配慮するものとする。

8 弁当の調製

弁当調製施設は、弁当の調製に当たり、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 調製、包装等にあたっては、衛生管理を徹底するとともに、弁当調製能力を超える受注をしないこと。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
- ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名

- キ その他食品表示法等関係法規により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他市実行委員会が指示する表示

9 弁当の発注及び運搬

- (1) 調達する弁当は、市実行委員会が数量をとりまとめの上、選定した弁当調製施設に対し発注する。なお、発注にあたり当該施設の調製能力を超えないよう留意する。
- (2) 申込み受付後の変更及び取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 受注した弁当調製施設は、市実行委員会が指定する時刻及び場所に配達する。なお、運搬にあたっては、冷蔵車等を使用する。
- (4) 弁当調製施設は、市実行委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うものとする。

10 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

市実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、保健所の指導に基づき、適正な管理のもと衛生上の安全を確保し、弁当の引き換えが行われるようにする。

11 弁当代金の精算

弁当を配達した弁当調製施設は、大会終了後、市実行委員会が定める方法により代金を精算する。

12 弁当調達業務の委託

市実行委員会は、この要項に定める業務の全部または一部を委託できるものとする。

13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会、弁当調製施設、県保健衛生課等と協議の上、別に定める。
- (2) 市実行委員会は、本要項第8項第2号及び第10項について、必要に応じて事前に県保健衛生課又は保健所へ相談し、衛生上の安全を確保する。

様式第 1 号（第 4 項関係）

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長



青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定書

弁当調製施設について、青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項第 4 項第 3 号の規定により、次のとおり選定します。

施 設 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
大 会 名	
適 用 期 間	

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
会長



青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調製施設選定取消書

青の煌めきあおもり国スポむつ市弁当調達要項第5項の規定により、次の事由（理由）により弁当調製施設の選定を取り消します。

選定取消事由 （理由）	☐ 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令及び指導に従わなかったため ☐ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止又は期間を定めての停止処分を受けたため ☐ 弁当調整を第三者に委託したため ☐ その他、市実行委員会が不適当と認めたため （）
----------------	---

青の煌めきあおもり国スポむつ市医療救護実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市医療救護要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）におけるむつ市開催競技の医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 救護所の設置

(1) 設置場所

ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

(2) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて変更することができる。

3 救護所における医療救護

(1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（様式第1号）に所定の事項を記載する。

(2) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

(3) 救護所に配置された競技会係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部事務局（以下「実施本部事務局」という。）へ報告する。

また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

4 練習会場における医療救護

(1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。

(2) 練習会場には、必要に応じて医薬品等を配備する。

(3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に報告するよう宿舎提供者に対し周知

する。

また、実行委員会は、宿舍提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

- (2) 宿舍提供者は、傷病者が医療機関に移送された場合、実行委員会に次の事項を報告する。

- ア 宿舍名
- イ 傷病者の所属（都道府県、団体等）及び傷病者氏名
- ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
- エ 移送した医療機関
- オ 事故又は傷病の発生時間及び発生原因
- カ 競技参加への支障の有無
- キ 付添者の氏名及び連絡先

6 本市主催の国スポ関連イベントにおける医療救護

本市主催の国スポ関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

7 医療費の負担

競技会場及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、取扱傷病者一覧表（様式第2号）に所定の事項を記載し、処置記録兼診療依頼書を添付して、当日業務終了後速やかに実施本部事務局に提出する。

9 その他

- (1) 本市で開催する青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会における医療救護対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		診療依頼書 発行番号	No.
発症場所		発行日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃
傷病者 情報	ふりがな 氏名	参加区分	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 観客 その他 ()
	生年月日	競技／会場	競技名 () 会場名 ()
	他	住所	都道府県名 ()
	連絡先	付添者	(TEL - -)
保険証所持の有無		有 ・ 無	
応急 手 当 の 内 容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、 捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、 その他 ()		
	2 受傷部位 ()		
	3 発症(事故)の原因 ()		
	4 現病歴 ()		
	5 既往歴 ()		
	6 処置内容(処置時間： 時 分) ()		
	7 使用医薬品等 ()		
	8 備考 ()		
	9 バイタルサイン 体温 (°C)、 血圧 (/ mmHg)、脈拍 (/回)		
	9 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名： _____		

移送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポおつ市実行委員会の開催する大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポおつ市実行委員会
会 長

本書の管理取扱いについては、以下の条件のもとに承諾します。

1. 個人情報保護に万全を期すること
2. 次に掲げること以外には使用しないこと
「本書記載内容の処置に係る実行委員会と医療機関との情報共有」「国スポ・障スポの統計資料への利用」
「保健所等による感染症や食中毒等の調査への利用」

傷病者同意欄(署名)

搬送先医療機関診療結果報告書

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号
-------	-----------

宛 先 : 青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局

医療救護担当者あて F A X 番号 0 1 7 5 - 2 2 - 5 8 2 5

下記診療内容欄等に記入後、この用紙を、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局まで当日中に F A X でご送付いただきますようお願いいたします。

診 療 内 容	1	傷病名	)
	2	治療内容・使用医薬品	
	3	その他	
診療医師名			
発 信 者 名	医療機関名		担当者 (所属)
	住所		(氏名)
	TEL	FAX	

※ ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

TEL 0175-22-1111

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会事務局

(むつ市役所 市民生活部 国スポ・障スポ推進課内)

青の煙めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会救護所設置計画（案）

競技名	会場名	日付	医師数	看護師・保健師数	救護所設置数	備考
ローイング	むつ市大湊特設ローイング場	2025年6月19日	—	2	1	公式練習日 1日目
		2025年6月20日	—	2		公式練習日 2日目
		2025年6月21日	—	2		競技1日目
		2025年6月22日	—	2		競技2日目
セーリング	大平マリーナ	2025年9月12日	—	2	1	公式練習日
		2025年9月13日	—	2		競技1日目
		2025年9月14日	—	2		競技2日目
		2025年9月15日	—	2		競技3日目
フェンシング	むつマエダアリーナ	2025年11月21日	—	2	1	競技1日目
		2025年11月22日	—	2		競技2日目
		2025年11月23日	—	2		競技3日目
合計			0	22	3	

青の煌めきあおもり国スポむつ市防疫対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市防疫対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技（以下「国スポ」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 国スポの期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

- (ア) 実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- (イ) 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用したPR
- (ウ) 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 衛生備品の配置

実行委員会は、国スポの期間中（公式練習日等も含む。以下この項において同じ。）における競技会場（練習会場含む）の出入口、手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症発生時の措置

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症発生（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導及び助言を遵守し、まん延の防止に努める。

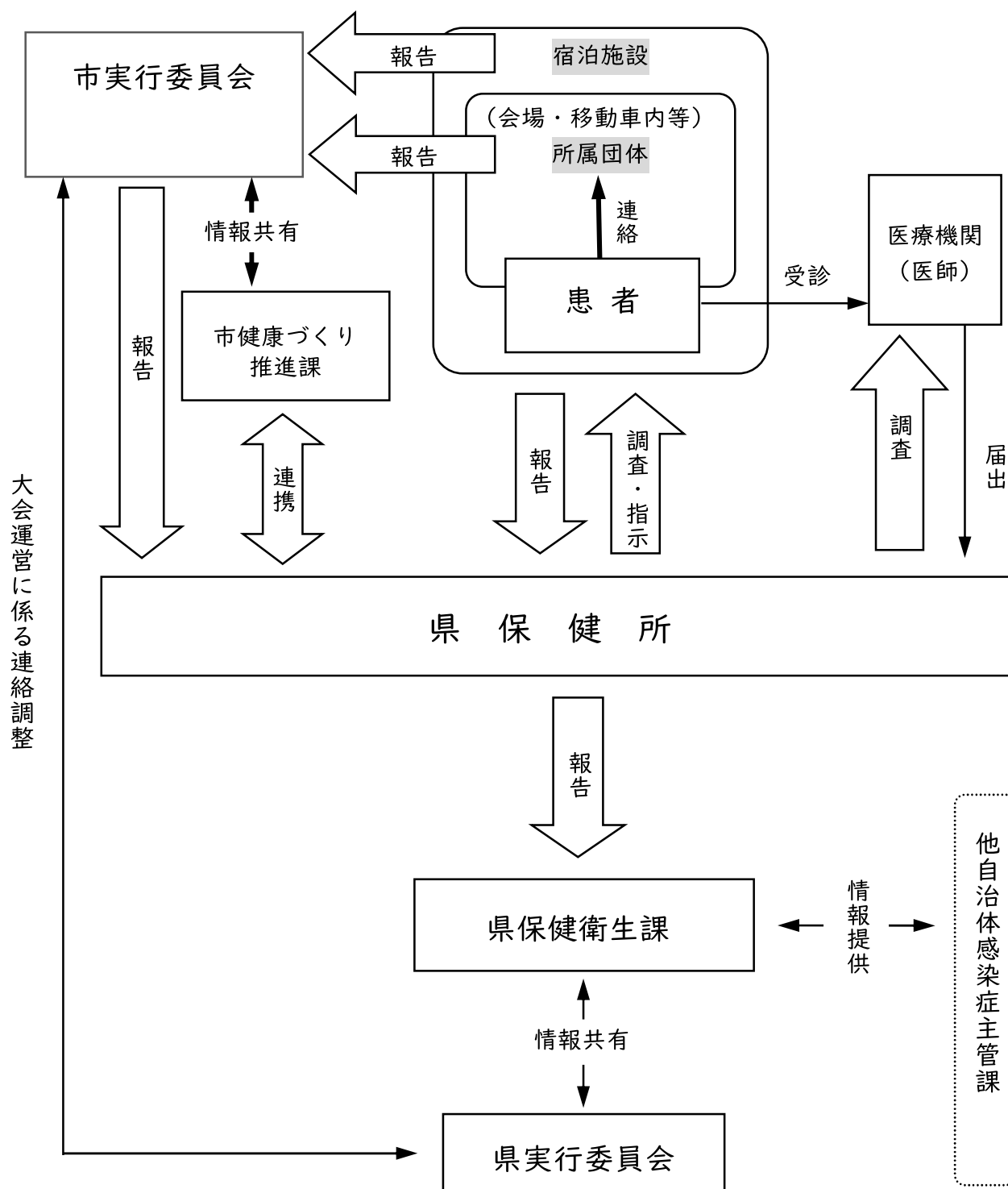
(4) 緊急連絡体制の整備

国スポの開催期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者の発生した宿泊施設又は患者が所属する団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市食品衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市食品衛生対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 対象となる食品提供施設

ア 弁当調製施設

選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「国スポ参加者」という。）が競技会場及び練習会場で喫食する弁当を調製する施設

イ 宿泊施設の調理施設

国スポ参加者を宿泊させ、当該宿泊者が喫食する食事を調理する施設

ウ 仕出し料理調製施設

国スポ参加者が宿泊施設等で喫食する仕出し料理（弁当）を調製する施設

エ 臨時の食品営業施設

国スポの会場内に臨時的に設置され、食品の調理、加工若しくは製造又は販売を行う施設

オ 無料食品出店施設

国スポの会場内に臨時的に設置され、無償で飲食物を提供する施設

カ 弁当引換所

国スポの会場内に臨時的に設置される弁当の引換所

(2) 食品衛生講習会等

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び保健所による、食品提供施設の関係者を受講対象とした講習会等の食品衛生に係る活動がある際は、積極的に協力する。

(3) 健康管理等

市実行委員会は、前号の活動等を通じ、食品提供施設の関係者に対し、対象事務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知する。

(4) 広報活動

市実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

(5) 緊急連絡体制の整備

市実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、国スポの期間中における食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

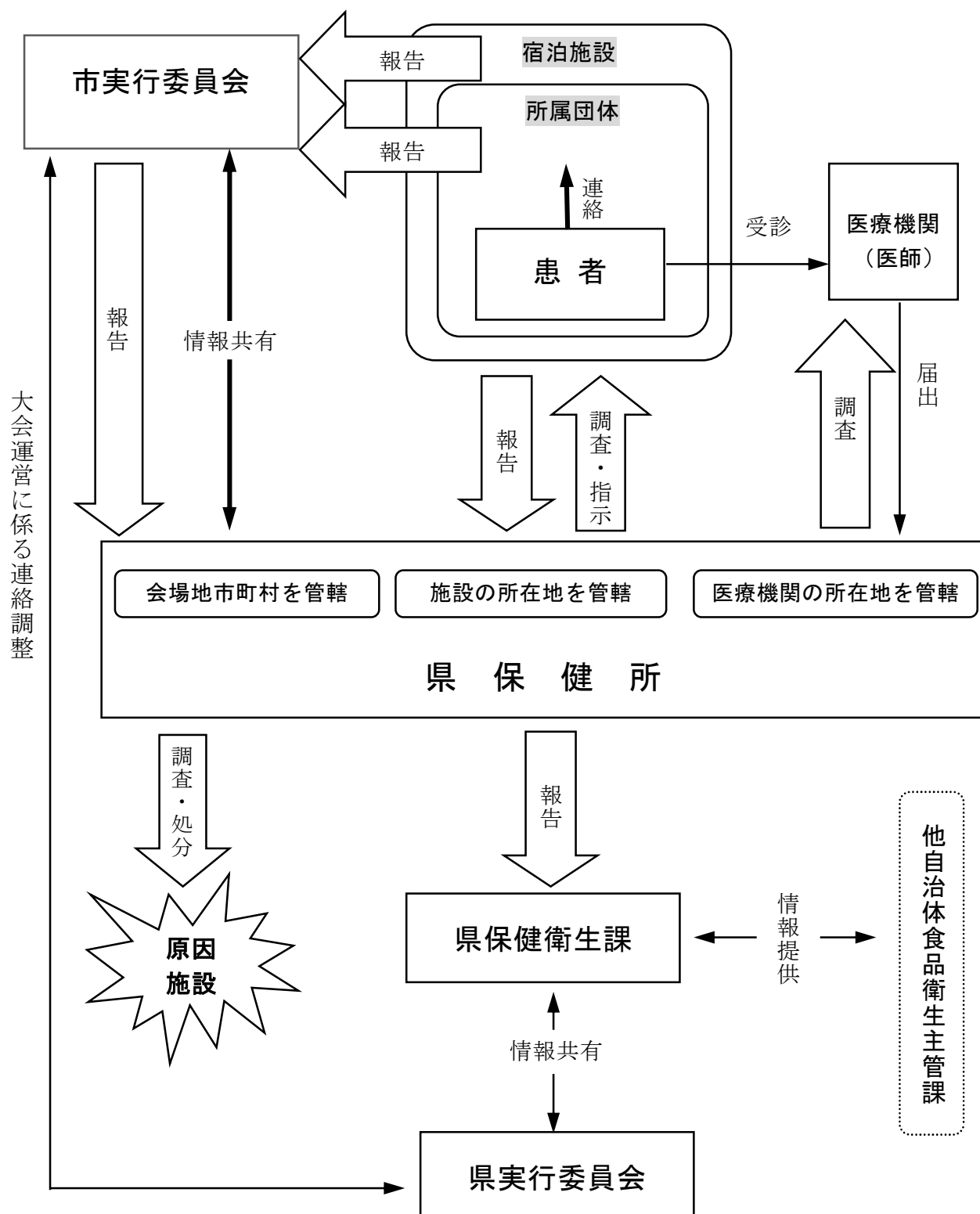
ア 市実行委員会及び食品提供施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

3 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会における食品衛生対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者の発生した宿泊施設又は患者の所属する団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対し食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市環境衛生対策実施マニュアル（案）

1 趣旨

このマニュアルは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定める。

2 競技会場等の環境美化

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- (1) 競技会場等には、必要に応じ資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。
- (2) 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- (3) 競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- (4) 競技会場等の便所（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- (5) 救護所等において排出される物で、他者への感染症が起こる可能性のある廃棄物については、適正に処理する。
- (6) 広報紙、看板等により会場（周辺施設、練習会場を含む。）のごみの減量化、資源化及び環境美化への意識向上に努める。

3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関、団体等と連携するとともに、民間団体、地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- (1) ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- (2) 必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化、資源化及び環境美化等の意識向上に努める。

4 宿舍の環境衛生対策

実行委員会は、関係機関が実施する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊する宿舍を対象とした宿舍衛生関係の活動がある場合、積極的に協力する。

5 飲料水の衛生対策

- (1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舍へ飲料水を提供する水道事業者への監視及び指導に協力する。
- (2) 事故発生時の給水体制
実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携

して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関、団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市環境衛生対策要項第3項第8号で規定する喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

8 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会における環境衛生対策については、必要に応じてこのマニュアルを準用する。
- (2) このマニュアルに定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

議案第 4 号 「輸送交通」専門委員会調査審議事項について

- (1) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会輸送実施計画（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポむつ市警備・消防防災実施要項（案）
- (3) 青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会警備消防計画（案）

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会輸送実施計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポむつ市開催競技別リハーサル大会に際し、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市輸送・交通基本計画に基づき、輸送実施計画を作成し、輸送業務を円滑に行う。

2 輸送

- (1) 大会関係者や一般観覧者輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等の利用を含めた自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて輸送を行う。
- (2) 輸送を行う場合は、別紙のとおり競技ごとに輸送対象者・輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成し、青の煌めきあおもり国スポの本大会における輸送検証を合わせて行う。

3 駐車場

- (1) 大会関係者の駐車場は基本的には競技会場敷地内とするが、競技会場敷地内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場敷地外に臨時駐車場を確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、競技会場の管理者と協議の上、必要に応じて大会関係者等に対し事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 競技会場内に障がい者用駐車場を一定数確保する。
- (4) 大会関係者や一般観覧者が指定外の周辺駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

4 来会方法等の把握

競技団体と連携し、各競技日の前に必要に応じて来会意向調査等を行い、選手・監督等の来会時における交通手段や宿舎等の把握に努める。

5 その他

その他、本計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

別紙Ⅰ

競技別輸送計画書（ローイング）

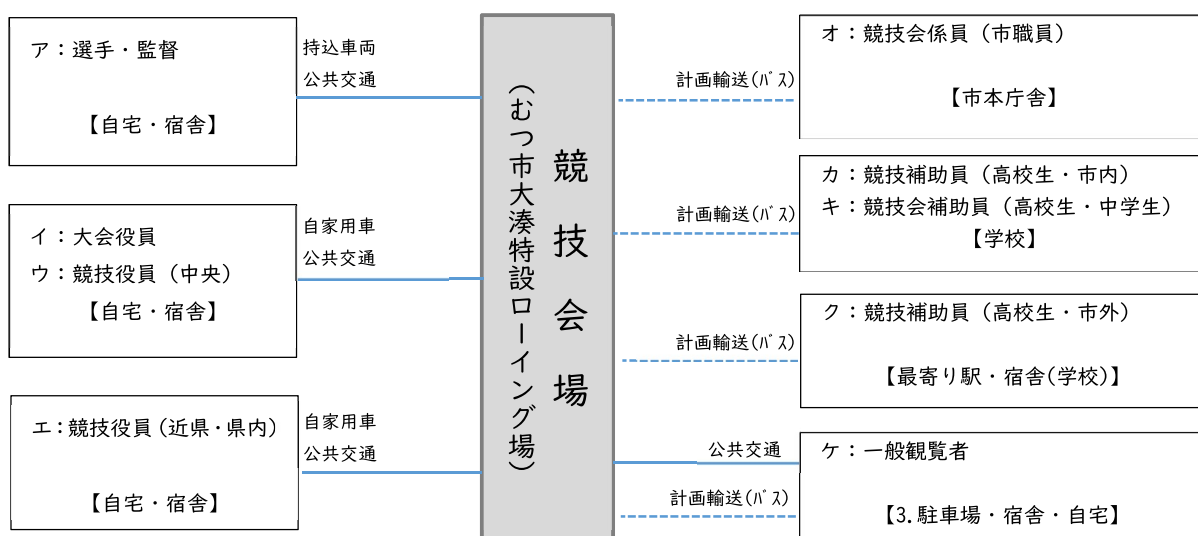
大会名：令和7年度東北ローイング選手権大会 兼 第51回東北高等学校ローイング選手権大会

競技会場：むつ市大湊特設ローイング場

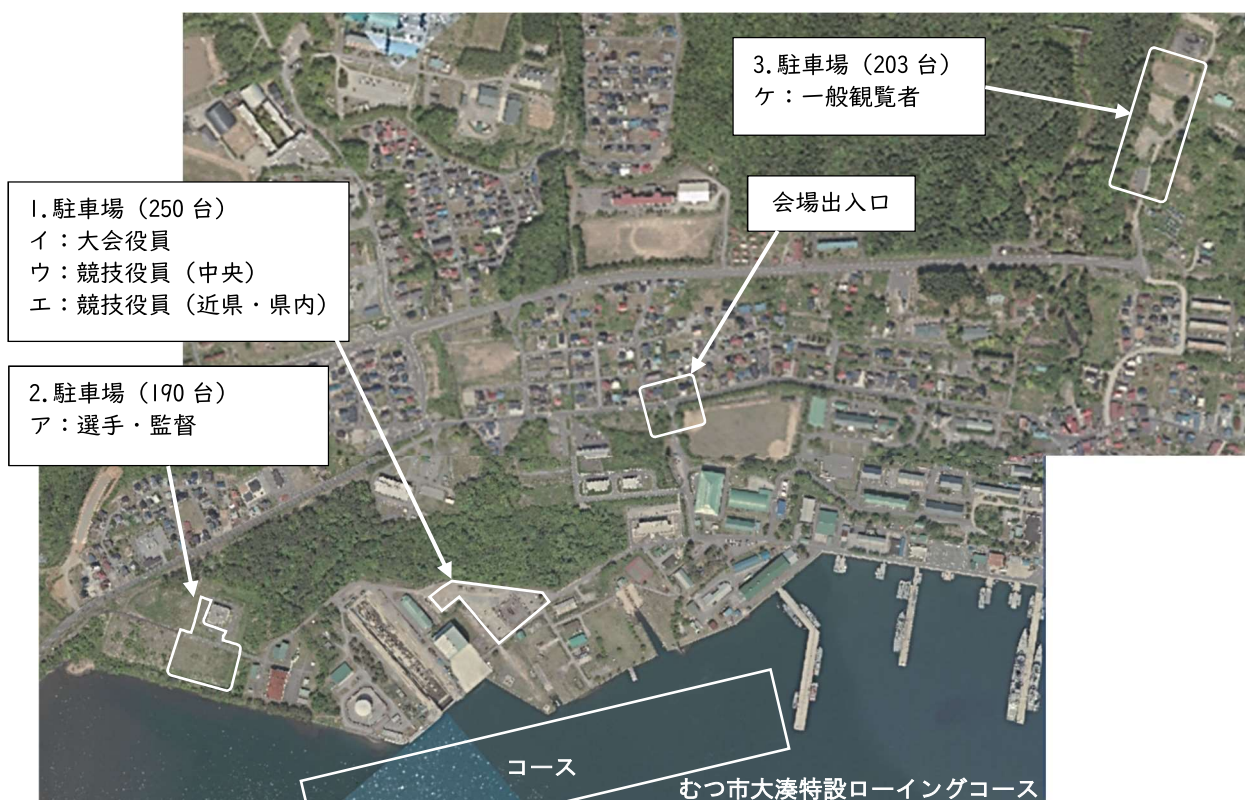
会期：令和7年6月21日（土）及び令和7年6月22日（日）

輸送実施日：上記会期及び令和7年6月19日（木）、令和7年6月20日（金）

概要図凡例：自主移動 ————— 計画輸送 - - - - -



会場周辺駐車場



別紙2

競技別輸送計画書（セーリング）

大会名：高松宮妃記念杯第71回全日本実業団ヨット選手権大会

第25回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会

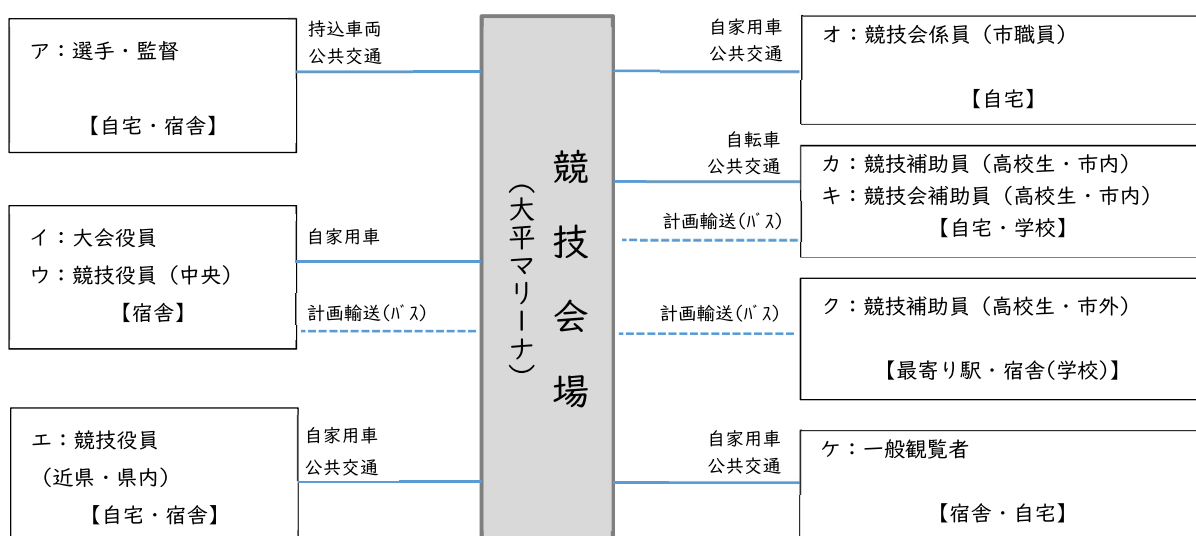
2025年全日本セーリング選手権大会

競技会場：大平マリーナ

会期：令和7年9月13日（土）から令和7年9月15日（月・祝）まで

輸送実施日：上記会期、令和7年9月11日（木）及び令和7年9月12日（金）

概要図凡例：自主移動 ———— 計画輸送 - - - - -



会場周辺駐車場



別紙3

競技別輸送計画書（フェンシング）

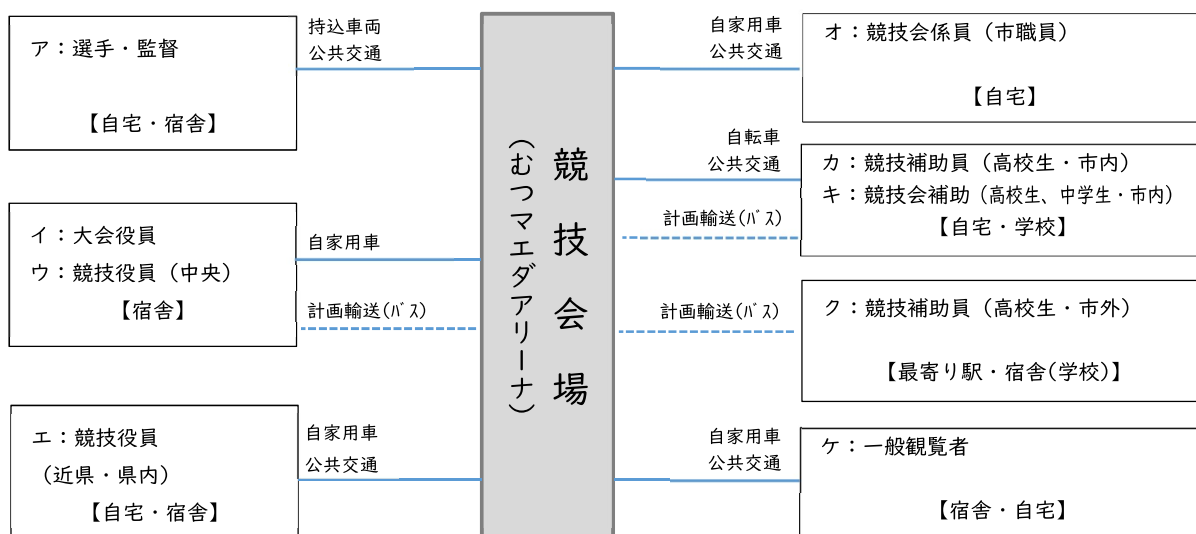
大会名：第78回全日本フェンシング選手権大会 団体戦

競技会場：むつマエダアリーナ

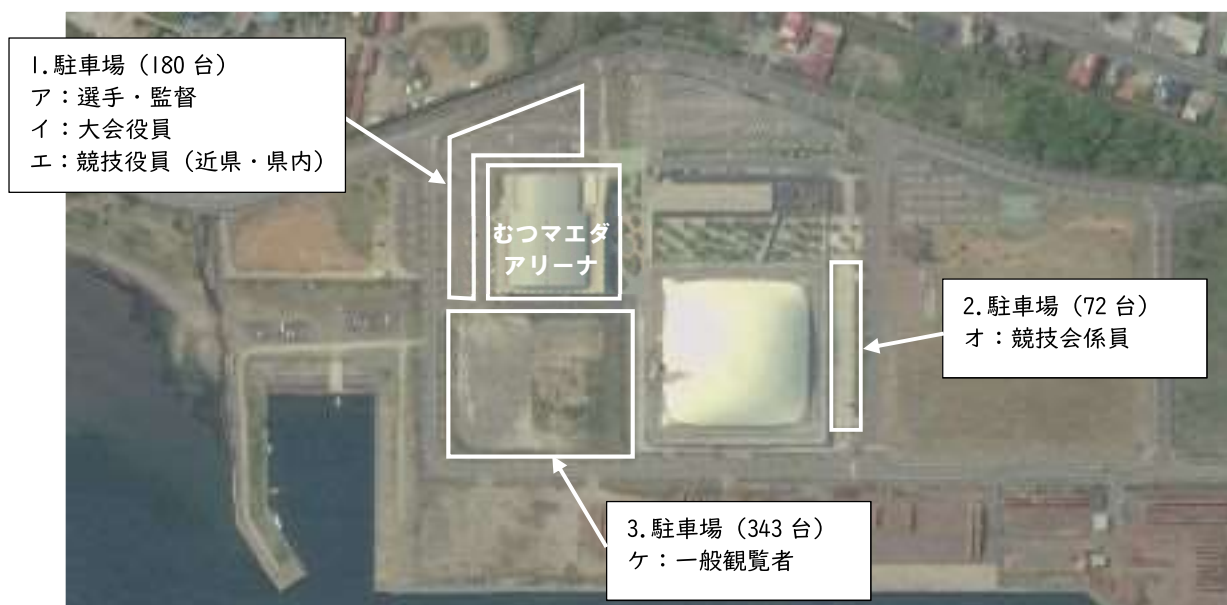
会期：令和7年11月21日（金）から令和7年11月23日（日）まで

輸送実施日：上記会期及び令和7年11月20日（木）

概要図凡例：自主移動 ———— 計画輸送 - - - - -



会場周辺駐車場



青の煌めきあおもり国スポむつ市警備・消防防災実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、第80回国民スポーツ大会警備・消防防災基本計画、第80回国民スポーツ大会市町村警備・消防防災業務推進指針、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市警備・消防防災基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における警備消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う警備消防防災業務の実施期間は、大会開催までの必要な期間及びむつ市において開催される各競技会の公式練習日を含む競技会終了日までとする。

3 実施体制

(1) 大会開催前

実行委員会は、関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部（以下「実施本部」という）競技会場部内に輸送交通班を設置し、当該班内に警備消防防災を統括するため、警備消防係を設置する。

イ 実施本部は、各競技会場部内に総務班を設置し、競技会場部の事務を総括し、輸送交通班等との連絡調整を行うため、総務係を設置する。

4 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ むつ市地域防災計画及び各施設の消防防災計画等に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- ① 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- ② 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。
- ③ 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- ④ 防火防災意識の高揚及び啓発活動の推進に関すること。
- ⑤ 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- ⑥ 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- ⑦ その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- ① 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- ② 大会関連施設の救急救助に関すること。
- ③ 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。

- ④ その他必要な消防防災業務に関すること。
- (3) 広域配宿に係る対策
広域配宿に係る対策については関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。
- (4) 大規模災害等に係る対策
大規模災害が発生し、むつ市災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部と連携し対応する。

5 警備業務

- (1) 基本的事項
関連施設の雑踏事故その他事件、事故の防止に取り組む。
- (2) 実施内容
 - ア 大会開催前
 - ① 大会関連施設における自主警備体制の確立に関すること。
 - ② 実地踏査の実施に関すること。
 - ③ 警備に係る通信体制の確立に関すること。
 - ④ 施設及び構造物の安全対策の推進に関すること。
 - ⑤ 警備員等の人員確保と事前教育及び訓練に関すること。
 - ⑥ 関係機関、団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
 - ⑦ その他必要な警備業務に関すること。
 - イ 大会開催期間中
 - ① 立入規制区域の警備に関すること。
 - ② 警備に係る通信手段の確保及び運用に関すること。
 - ③ 傷病者、事故等の発生に係る、警備、導線確保等が必要な場合の救護所との連携に関すること。
 - ④ 火災、その他災害情報の収集伝達に関すること。
 - ⑤ 雑踏警備の実施に関すること。
 - ⑥ 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関すること。
 - ⑦ 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
 - ⑧ 犯罪行為、迷惑行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
 - ⑨ 迷子、遺失物等への総務係との連携対応に関すること。
 - ⑩ その他必要な警備業務に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における警備消防防災業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会警備消防計画（案）

1 目的

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会（以下「競技別リハーサル大会」という。）の開催に際し、警備消防業務を円滑に行うため、青の煌めきあおもり国スポむつ市警備・消防防災実施要項に基づき、警備消防計画を作成する。

2 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

競技別リハーサル大会における消防防災業務は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実施本部（以下「実施本部」という。）内に設置される輸送交通班の警備消防係が主体となり行う。また必要に応じて下北地域広域行政事務組合消防本部へ協力を依頼する。

(2) 期間

競技別リハーサル大会の開催日及び公式練習日

(3) 競技会場及び種目

	競技会場	種目	公式練習日	開催日
1	むつ市大湊特設ローイング場 (海上自衛隊大湊基地内)	ローイング	令和 7 年 6 月 19 日 及び 20 日	令和 7 年 6 月 21 日 及び 22 日
2	大平マリーナ	セーリング	令和 7 年 9 月 12 日	令和 7 年 9 月 13 日 から 15 日まで
3	むつマエダアリーナ	フェンシング		令和 7 年 11 月 21 日 から 23 日まで

(4) 消防警備体制

- ア 消防防災業務における関係機関との連絡調整
- イ 火災の警戒及び初期消火活動
- ウ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- エ 競技会場の収容可能人数と収容人員の把握
- オ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- カ 火災その他災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出及び救助
- キ 下北地域広域行政事務組合消防本部からの指摘及び助言事項に対する改善措置

(5) 下北地域広域行政事務組合消防本部との連携

次のことについて、下北地域広域行政事務組合消防本部に依頼する。

- ア 競技会場における実地踏査及び消防防災設備等の点検
- イ 消防防災に必要な教育訓練の実施
- ウ 第 3 号の日程に基づく競技会場の巡回警備及び巡回警備終了後の青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会消防巡回警備報告書（様式第 1 号）の提出

3 警備業務

(1) 警備員配置体制

ア 警備員配置対象施設

原則として、競技会場、駐車場及びその周辺道路とする。

イ 警備員配置期間

原則として、会場設営が完了した日から競技終了日までとする。ただし、仮設物等の夜間警備が必要な競技については、競技終了の翌日までとする。

ウ 警備員配置時間

競技ごとに、別途定める。

(2) 警備員の業務

ア 交通誘導警備

(ア) 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導

(イ) 競技会場周辺及び駐車場における車両及び歩行者の整理並びに誘導

(ウ) 違法駐停車の防止及び排除

イ 夜間警備

(ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災、盗難、損壊等の防止

(イ) 不審者及び不審物への警戒

(ウ) 事故発生時における関係機関等への通報

ウ 会場警備

(ア) 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒

(イ) 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知又は発見時における関係機関等への通報と適切な初動措置

(ウ) 競技会場における立入規制区域の警備

エ その他

(ア) 事故発生時、緊急時における実施本部への連絡

(イ) 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備

(ウ) 警察及び消防活動への協力

4 大規模災害及び突発重大事案対応

大規模災害及び突発重大事案の発生時には事案の概要、被害状況を把握するとともに交通情報を収集する。また、関係機関と緊密な連携を取り、大会参加者等の安全確保と避難誘導に努める。

5 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて、関係機関と協議し決定する。

青の煌めきあおもり国スポむつ市競技別リハーサル大会消防巡回警備報告書

競技名			
巡回場所			
巡回日時		令和 7 年 月 日 ()	
	1	時 分 ~ 時 分	
	2	時 分 ~ 時 分	
	3	時 分 ~ 時 分	
巡回者 (所属・氏名)	所属	巡回者のうち 代表者の氏名 他 名	
チェック項目			
1 【火気の管理】	1	喫煙場所以外の場所で喫煙されていないか。 ☐	
	2	喫煙場所の灰皿に水が入っているか。 ☐	
	3	屋台等が出ている場合、燃料携行缶等の管理が徹底されているか。 ☐	
	4	消防水利・消防用施設の前に障害物が置かれていないか。(駐車されていないか。) ☐	
	5	その他指摘事項 ☐	
2 【避難対策】	1	会場の収容人員を越えていないか。 (実施本部輸送交通班の警備消防係又は実施本部事務局に確認) ☐	
	2	避難経路の掲示がされているか。 ☐	
	3	避難経路に物等が置かれ障害となっていないか。 ☐	
	4	誘導灯はきちんと点灯しているか。 ☐	
	5	その他指摘事項 ☐	
3 【その他】	1	緊急車両の進入経路が確保されているか。 ☐	
	2	通報及び事故発生時の連絡系統が整えられ、掲示されているか。 (実施本部事務室で確認) ☐	
	3	誘導員(警備員含む)が配置されているか。 ☐	
	4	前回指摘を受けた事項の対応状況は適切か。 ☐	
	5	その他指摘事項 ☐	
指摘事項(上記のとおり巡回した結果、次について指摘する。)			
(記入例) 項目1-2 吸い殻が多く、一部が水に浸っていない。廃棄の時間、回数等を工夫するよう指摘。			
指摘事項に対する改善対応(実施本部記入欄)			

※ 不備事項があれば、チェック項目の□に「×」を記入する。

※ 「その他指摘事項」の内容は、指摘事項欄に記入すること。

※ 実施本部は指摘事項について改善後、次回の巡回者に対応状況を伝えること。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画（年次計画）の一部変更（案）

1 概要

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画で規定している年次計画の一部変更案については、別紙のとおりである。

2 変更内容

(1) 実施本部を1年前倒して設置

【理由】

庁内推進本部から実施本部への組織名称変更に係る業務量を削減し、市の職員間での組織名の浸透、業務への理解を得やすくするため。

(2) ボランティア募集時期の変更

【理由】

リハーサル大会におけるボランティアの検討を重ねた結果、ボランティア業務計画に基づき、本年度から募集する流れとなったことから。

(3) 競技別実施計画の策定取りやめ

【理由】

これまでで策定された競技運営基本計画により競技別実施要項が策定可能であることから。

(4) 年次計画上の規程の名称改正

【理由】

制定された規程の題名に合わせて、年次計画の規程の題名を改めるため。

年 度 開催県		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	
		令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県	
主要行事			日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察		中央競技団体最終視察	第80回国民スポーツ大会	
			大会開催・会期決定		リハーサル大会	第25回全国障害者 スポーツ大会	
準備組織		準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会	
			常任委員会開催				
			総務企画専門委員会設置開催 競技式典専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催				
				庁内推進本部設置	実施本部 設置・開催		
総務企画関係	総務企画財務	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整				
			開催推進総合計画 策定・進行管理				
			協賛金取扱要項策定	協賛の推進	大会実施本部 運営マニュアル作成		
		リハーサル大会 開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会予算 執行・決算		
		大会経費検討			大会予算編成	大会予算 執行・決算	
				識別用品整備要項作成	リハーサル大会識別用品整備	大会識別用品整備	
			遺失物・拾得物取扱要項作成	リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施		
			保険加入要項作成	リハーサル大会保険加入	大会保険加入		
		広 報		広報基本計画策定	広報啓発活動の推進		
			市ホームページ情報提供		実行委員会ホームページ 開設・運営		
			大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成		
	市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進			
			ボランティア募集要項策定	ボランティア募集・要請	大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア配置	
			リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	リハーサル大会 ボランティア配置			
		観光・おもてなし		歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付	
			観光・おもてなし基本計画策定	案内所・休憩所等 設置運営要項作成	リハーサル大会 案内所・休憩所等設置	案内所・休憩所等設置	
			売店設置運営要項作成	リハーサル大会売店設置	売店設置		

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年 度 開催県		2022年 令和4年度(4年前) 栃木県	2023年 令和5年度(3年前) 鹿児島県	2024年 令和6年度(2年前) 佐賀県	2025年 令和7年度(1年前) 滋賀県	2026年 令和8年度(開催年) 青森県
競技式典関係	競 技		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技用具整備計画調査・検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備		
		競技役員編成案調査・検討				競技役員編成・委嘱
		競技会係員・補助員 編成案調査・検討			競技会係員・補助員 編成案決定	競技会係員・補助員 編成・委嘱
		リハーサル大会実施検討	リハーサル大会 開催基本計画策定	競技別リハーサル大会 実施要項作成	リハーサル大会実施	
		デモスポ開催競技実施検討			デモスポ実施要項策定	デモスポ実施
	式 典			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置
			式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技 開閉式・表彰式実施
				炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・ 要項作成	炬火イベント実施
宿泊衛生関係	施 設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 ↓ 大会会場設営仕様書策定	大会会場設営
		競技施設整備の実施				
	宿 泊		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置
		仮配宿シミュレーション				大会配宿実施
	医事・衛生			弁当調達要項作成	リハーサル大会 弁当調達実施	大会弁当調達実施
			医事・衛生基本計画策定			
			医療救護要項作成	医療救護 実施マニュアル作成	救護所設置計画作成	医事・衛生本部設置 救護所設置
				リハーサル大会 救護所設置計画作成	リハーサル大会 救護所設置	
			防疫対策要項作成	感染対策マニュアル作成		
輸送交通関係	輸送交通		輸送・交通基本計画策定			
			輸送・交通業務対策要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	輸送本部設置
				リハーサル大会 輸送計画作成	リハーサル大会 輸送計画実施	
	警備消防		警備・消防防災基本計画策定	警備・消防実施要項作成	警備・消防計画作成	警備・消防本部設置
				リハーサル大会 警備・消防計画作成	リハーサル大会 警備・消防本部設置	

【改正案】

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年 度 開催県		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
		令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
主要行事			日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察		中央競技団体最終視察	第80回国民スポーツ大会
			大会開催・会期決定		リハーサル大会	第25回全国障害者 スポーツ大会
準備組織		準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会
			常任委員会開催			
			総務企画専門委員会設置開催 競技技術専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催			
			実施本部 設置・開催			
総務企画関係	総務企画財務	県準備委員会との連絡調整	県実行委員会との連絡調整			
			開催推進総合計画 策定・進行管理			
				大会運営ガイドライン策定	大会実施本部 運営マニュアル作成	
			協賛金取扱要項策定	協賛の推進		
		リハーサル大会 開催経費検討		リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会予算 執行・決算	
		大会経費検討			大会予算編成	大会予算 執行・決算
				識別用品整備要項作成	リハーサル大会識別用品整備	大会識別用品整備
				遺失物・拾得物取扱要項作成	リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施	大会遺失物・拾得物取扱実施
				保険加入要項作成	リハーサル大会保険加入	大会保険加入
	広 報		広報基本計画策定	広報啓発活動の推進		
		市ホームページ情報提供		実行委員会ホームページ 開設・運営		
				大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進		
			ボランティア募集要項策定	リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・要請 ↓ リハーサル大会 ボランティア配置 ↓ 大会ボランティア業務計画策定	大会ボランティア配置
	観光・おもてなし			歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付
			観光・おもてなし基本計画策定	案内所・休憩所等 設置運営要項作成	リハーサル大会 案内所・休憩所等設置	案内所・休憩所等設置
				売店設置運営要項作成	リハーサル大会売店設置	売店設置

第 80 回 国 民 ス ポー ツ 大 会 第 25 回 全 国 障 害 者 ス ポー ツ 大 会 開 催

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年 度 開催県		2022年 令和4年度(4年前) 栃木県	2023年 令和5年度(3年前) 鹿児島県	2024年 令和6年度(2年前) 佐賀県	2025年 令和7年度(1年前) 滋賀県	2026年 令和8年度(開催年) 青森県
競技式典関係	競 技	競技用具整備計画調査・検討	競技運営基本計画策定	競技用具整備	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技役員編成案調査・検討	競技用具整備計画策定			競技役員編成・委嘱
		競技会係員・補助員 編成案調査・検討			競技会係員・補助員 編成案決定	競技会係員・補助員 編成・委嘱
		リハーサル大会実施検討	リハーサル大会 開催基本計画策定	競技別リハーサル大会 実施要項作成	リハーサル大会実施	
		デモスポ開催競技実施検討			デモスポ実施要項策定	デモスポ実施
				情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置
	式 典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技 開始式・表彰式実施
				炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・ 要項作成	炬火イベント実施
	施 設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 ↓ 大会会場設営仕様書策定	大会会場設営
		競技施設整備の実施				
宿泊衛生関係	宿 泊	仮配宿シミュレーション	宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置
				弁当調達要項作成	リハーサル大会 弁当調達実施	大会配宿実施
						大会弁当調達実施
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定			医事・衛生本部設置 救護所設置
			医療救護要項作成	医療救護 実施マニュアル作成	救護所設置計画作成	
				リハーサル大会 救護所設置計画作成	リハーサル大会 救護所設置	
			防疫対策要項作成	防疫対策マニュアル作成		
			食品衛生対策要項作成	食品衛生対策 実施マニュアル作成		
			環境衛生対策要項作成	環境衛生対策 実施マニュアル作成		
	輸送交通		輸送・交通基本計画策定			輸送本部設置
			輸送・交通業務実施要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成	
				リハーサル大会 輸送計画作成	リハーサル大会 輸送計画実施	
	警備消防		警備・消防防災基本計画策定	警備・消防実施要項作成	警備・消防計画作成	警備・消防本部設置
				リハーサル大会 警備・消防計画作成	リハーサル大会 警備・消防本部設置	

第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会開催

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年9月13日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程中「第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会」とあるものは、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会
総会から常任委員会への委任事項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号
に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポむつ市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

